

# 景観形成重点地区の指定に係る景観計画の変更に伴うパブリックコメントの実施結果について

## 【意見募集内容】

草津市景観計画において、重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区を「景観形成重点地区」とし、地域特性に応じた景観ルールを設定しており、今回、新たに重点地区を指定するにあたって、草津市景観計画を変更し、当該地区における景観づくりの方針、景観法に基づく届出の対象行為および景観形成基準を定めることについて、平成30年4月2日（月）から平成30年5月1日（火）までパブリックコメントを実施いたしましたところ、貴重なご意見をいただきました。

このたび、いただいたご意見とご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、お知らせいたします。

## 【意見について】

1. 提出者数： 1人 【提出方法：窓口0人、郵送0人、メール1人、FAX0人】
2. 意見総数： 1件
3. 意見の概要：自動販売機の新設に係る景観形成基準案について

基準案の「自動販売機の設置に際しては、周囲の景観に調和するよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等の設置をするなどして配慮すること。」について、自販機業界の活動としては、既に「景観と調和する自動販売機づくり」として、風致地区、景観地区における「自販機自主景観ガイドライン」を定めており、自販機景観推奨カラーを「修正マンセル表色系 5Y7.5/1.5」としている。当色彩は、風致地区、美観地区、住宅地区など、それぞれの場所での景観調和が図れ、実際多くの自治体では、周辺の景観と調和している自動販売機の色彩として、業界の自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」が認められており、高い評価を受けている。これらのことから、自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」を現在の案に追加し「選択」が出来るよう検討してほしい。業界の活動を理解したうえで、実態に即した景観計画を策定してほしい。なお、当色彩（5Y7.5/1.5）は、色彩研究家の提案とアドバイスにより決まったものである。

4. 市の対応：

自動販売機の色彩基準につきましては、現在の基準案の「周囲の景観に調和するよう配慮する」項目として挙げている「外観の色彩」に貴業界推奨カラー「5Y7.5/1.5」を含み運用しますことから、この旨を改めて追記することはありません。ただし、景観計画を解説した「景観形成ガイドライン」において、貴業界で定める「自販機自主景観ガイドライン」の内容を推奨する旨を記載します。